

第29回
毎日新聞社
編集綱領制定
記念のつどい

2016年1月11日（月）午後2時
「毎日ホール」

■主催■

毎日新聞労働組合

プログラム

14 : 00 開会 司会：浦大樹（毎日新聞労組）

主催者あいさつ

毎日新聞労働組合本部執行委員長 高山祐

公開シンポジウム

「自衛隊って『戦場』に行くの？～問われる国民合意と報道」

パネリスト（順不同、敬称略）

富澤 暉（元陸上幕僚長）

伊藤 俊幸（前海上自衛隊呉地方総監）

伊勢崎賢治（東京外国語大大学院教授）

井上 達夫（東京大大学院教授）

コーディネーター

滝野 隆浩（毎日新聞東京社会部編集委員）

15 : 15 質問用紙回収

17 : 00 閉会（予定）

登壇者プロフィール

◆パネリスト (順不同)

富澤暉(ひかる)さん(元陸上幕僚長)



1938年生まれ。防衛大卒。60年、陸上自衛隊入隊。第1師団長、北部方面総監を歴任。陸上幕僚長時代は、地下鉄サリン事件後の対処やルワンダ難民救援活動部隊を指揮した。近著の『逆説の軍事論』(バジリコ)は「日本では珍しい軍事学入門書」との評価を受ける。東洋学園大学理事・名誉教授。

伊藤俊幸さん(前海上自衛隊呉地方総監)



1958年生まれ。防衛大卒。81年、海上自衛隊入隊。潜水艦「はやしお」艦長、統幕学校長などを歴任。米国勤務を通じて米海軍の知己も多く、また海幕広報室長時代にはテレビ、映画関係者とも親交を深めた。参院公聴会で与党推薦の公述人として出席。「安保法制は抑止力を強めるもの」と述べた。

伊勢崎賢治さん(東京外国語大大学院教授)



1957年生まれ。早大院修了。国連PKO上級幹部として東ティモール、シエラレオネ、日本政府特別代表としてアフガニスタンで武装解除を指揮。参院特別委で「自衛隊の根本的な法的地位を国民に問うことなしに、海外に送ってはなりません」と発言。近著に『新国防論 9条もアメリカも日本を守れない』(毎日新聞出版)。

井上達夫さん(東京大大学院教授)



1954年生まれ。東大卒。『共生の作法』(創文社)でサントリー学芸賞。近著に『リベラルのことは嫌いでも、リベラリズムは嫌いにならないでください』(毎日新聞出版)。リベラリズムの立場から「憲法9条を削除し、安保政策はその時々々の民主的な議論で決定するべきだ」と唱え、議論を呼ぶ。

◆コーディネーター



滝野隆浩さん(毎日新聞東京社会部編集委員)

1960年生まれ。防衛大卒。「サンデー毎日」編集次長、前橋支局長など歴任。著書に『自衛隊のリアル』(河出書房新社)、『沈黙の自衛隊』(ポプラ新書)など。

毎日新聞社編集綱領

われわれは、憲法が国民に保障する表現の自由の意義を深く認識し、真実、公正な報道、評論によって国民の知る権利に応え、社会の公器としての使命を果たす。このため、あらゆる権力から独立し、いかなる不当な干渉も排除する。

われわれは、開かれた新聞を志向する。新聞のよって立つ基盤が広範な読者国民の信頼と協力にあることを自覚し、積極的にその参加を求めていく。

この自由にして責任ある基本姿勢を堅持することは、われわれの責務である。このため、編集の責任体制を確立するとともに、民主的な運営をはかる。

新しい歴史の出発にあたり、われわれは、新たな決意のもとに、社会正義に立脚して、自由、人権、労働を尊び民主主義と世界平和の確立に寄与することを誓う。

われわれは、ここに毎日憲章の精神と百余年の伝統を受け継ぎ、さらに時代の要請に応えるため、編集綱領を定める。

1、【表現の自由】毎日新聞は取材報道、解説、評論、紙面製作など、編集に関するすべての活動に当たって、それが国民の表現の自由に根ざすことを認識し、すべての国民が、その権利を行使するのに寄与する。

2、【編集方針】毎日新聞は、言論の自由独立と真実の報道を貫くことをもって編集の基本方針とし、積極果敢な編集活動を行う。また読者、国民との交流をすすめ、社内外の提言はこの基本方針に照らして積極的に取り入れる。

3、【編集の独立】毎日新聞は社の内外を問わず、あらゆる不当な干渉を排除して編集の独立を守る。この編集の独立は、全社員の自覚と努力によって確保される。

4、【記者の良心】毎日新聞の記者は、編集方針にのっとり取材、執筆、紙面製作にあたり、何人からも、編集方針に反することを強制されない。

5、【主筆】毎日新聞に主筆を置く。主筆は、編集の独立、責任体制、民主的な運営の責任者として編集を統括し、筆政のすべてをつかさどる。

6、【編集綱領委員会】毎日新聞に編集綱領委員会（以下委員会という）を置く。委員会は、編集を直接担当する社員若干名で構成し、編集の基本にかかわることを取り扱う。毎日憲章および編集綱領の改変は、委員会の議を経る。委員会は、主筆の任免にあたって取締役会に意見を述べるができる。委員会は、社員から提議があった場合、これを審議する。委員会は、会議の結果を取締役に文書で伝える。取締役会は、委員会の会議の結果を尊重する。

（1977年12月制定）

「毎日新聞社編集綱領」は、毎日新聞社の経営が悪化した1977年、負債を整理する旧社と通常の業務を行う新社とに分離した際、外部資本から編集権の独立を守るために制定されました（両社は1985年に合併して会社再建計画は終結）。新聞づくりの指針を示した基本文書で、「開かれた新聞」を志向し、記者の良心条項▽筆政のすべてをつかさどる主筆制の明確化▽取締役会に対するチェック機関として社員から選挙で選ばれた編集綱領委員会の設置——などを条文化しています。

国民に、軍事の実態を知って頂くために

富澤 暉 (2016. 01.11)

1. 前 言

国民が軍事を知らない。実は、私も多くの自衛官（OBを含む）も、良く知らない。

2. 自衛隊の任務

- (1) 「我が国の独立と平和のために」…独立と平和は矛盾する。この均衡は高度に政治的。
- (2) 従って任務は政治（国民）が決定すべきもの。現代軍事は外交の背景となるもの。
- (3) 但し、防衛命令付与後は、状況が千変万化するので、停戦命令を出す迄は、その戦い方については軍人（自衛官）に委せなければならない（ネガ・リスト法の下で）。
- (4) 「専守防衛」は1970年の防衛白書に書かれた政策だが、戦術的にあり得ない。

3. 昨年からの安保法制論議について

- (1) 総合評価：曖昧な「集団的自衛権解釈」で一括りしているところが説明を難しくしているが、私は、ともかく「一国平和主義」を排し「積極的平和主義」を具現化してきたことを高く評価する。残るはグレーゾーンと集団安全保障の問題。
- (2) グレーゾーン武力行使の問題：正当防衛権行使と個別・集団的自衛権行使の違いが不明。最も重要な「国籍不明の潜水艦に日、米、他国艦船が攻撃された場合の対応」や「原発、新幹線、高層ビル等への攻撃への緊急対応」が示されていない。
- (3) 韓国は集団的自衛権行使の要請を日本に出しそうにない。一方、朝鮮半島有事で国連軍が再編成された場合の支援は集団安全保障への日本の参加。ホルムズ海峡機雷掃海や南シナ海偵察は集団安全保障措置として行うもの。日本周辺海域でのミサイル防衛ネットワークは既に、米・日・豪・韓・比等の集団安全保障体制である。二国間（バイ）よりも多国間（マルチ）の時代、集団的自衛権よりも集団安保を。

4. 憲法問題の議論

- (1) 英米法と大陸法の問題
- (2) 「戦争の放棄」は日本独自のものではない
- (3) 「交戦権」の問題
- (4) 憲法と国際法の優先順位の問題（憲法98条2項関連）
- (5) 軍事法制確立には憲法改正が必要
- (6) 徴兵制は不要だが国民の防衛義務明記は必要

5. 自衛隊について

- (1) 訓練しても自信の持てない任務は返上する勇気を持つべき。
- (2) 平時から危険でストレスのかかる職業、国民の理解と処遇改善が必要
- (3) 「軍隊らしくない自衛隊」か「軍隊らしい自衛隊か」
- (4) 階級呼称や装備品呼称より「自衛隊」を「軍隊」に換えてほしい。

6. 結 言

「国民の軍事への理解がない」ことは、私ども自衛官OBの努力不足と反省している。老兵、引き続きOB仲間と切磋琢磨して参りたいがマスコミの皆さんも、その自衛官OB達の議論に加わり、それを国民に伝えるようにして頂きたい。

2016. 1. 11

防衛・安全保障基礎講座

前・呉総監 伊藤俊幸

- 1 日本が攻撃された場合にできることは何か？
- 2 なぜ集団的自衛権行使が憲法違反だったのか？
- 3 存立危機事態とは
- 4 「武力の行使」と「武器の使用」は全く違う行動
- 5 「国連による集団安全保障措置」と「集団的自衛権」は全く別のもの
- 6 国連憲章は自衛権行使が嫌い？
- 7 安保理決議で決まったことは従う義務が各国にある。
- 8 現在のPKOは国連憲章第7章型
- 9 国際社会にとって戦後レジームとは、国連憲章の精神に基づく70年間

伊勢崎賢治

- 1 「武力の行使」
 - 個別的自衛権
 - 集団的自衛権
 - 集団安全保障（国連的措置）

- 2 「9条下の日本がやってきた戦争」

- 3 「集団安全保障（国連的措置）」
 - 国連憲章第6章
 - 国連憲章第7章
 - “6.5章”：国連平和維持活動 PKO 敵のいない軍隊

- 4 「安保法制の何が問題か」

- 5 「保護する責任」
 - ルワンダ・ジェノサイドからリビア空爆へ
 - シリアは？

- 6 「交戦主体としての PKO」
 - コンゴ民主共和国、そして南スーダン
 - 敵のいる軍隊へ
 - 交戦
 - 戦時国際法／国際人道法

- 7 「日本と交戦権」

安全保障体制の法哲学

——戦争の正義論と立憲民主主義の観点から——

井上達夫

1 戦争の正義論

	(-) 無差別化	(+) 差別化
(+) 手段化	[II] 無差別戦争観 (政治的プラグマティズム) 戦争=国益追求の政治的手段 戦争原因不問化・戦争遂行方法の規制 <i>jus in bello</i>	[I] 積極的正戦論 (聖戦論) 戦争=世界の道徳的改善手段 自衛目的以外への正当戦争原因拡張 <i>aggressive jus ad bellum</i>
(-) 非手段化	[III] 絶対平和主義 戦争=原因を問わず不正な暴力行使 非暴力抵抗への正義回復手段の限定 絶対的戦争放棄	[IV] 消極的正戦論 戦争=国民の自衛権行使 自衛への正当戦争原因限定 <i>passive jus ad bellum + jus in bello</i>

I→独善と狂信、II→戦争限定効果喪失、III→義務以上の徳行⇒IV+良心的兵役拒否権
 世界安全保障体制の正統性条件=consistent implementability+Pouvoir oblige
 IVの集团的保障:集团的自衛権(覇権型<対等連合型)<国連主導の集团的安全保障体制の改革
 人道的介入の名によるIの復活?⇒IVの枠内での人道的介入の再定義
 IVの再編=正統性問題と干渉問題の区別=政治的自律性尊重⇒強要的介入から権能付与的介入へ
 介入主体の資格と責任:非利己性+コミットメント、戦後の正義(jus post bellum)としての復興責任
 米国流一方主義(ネオコン、liberal hawks)<「人権優等生」有志連合<国連義勇軍

2 立憲民主主義と九条問題

改憲派の欺瞞:占領期改革の美味しいとこ取り+偽物ナショナリズム+「押し付け憲法」論の嘘
 安倍政権の暴挙と愚挙:憲法軟性化未遂+居直り解釈改憲+米国への「見捨てられ不安」と一方的献身

護憲派伝説「九条が戦後日本を平和国家にした」の嘘:自衛隊安保の存在という現実の隠蔽
 日本は非侵略的だったか? No! 米国の侵略戦争に軍事拠点提供で加担
 日本が侵略されなかったのは九条のおかげか? No! 九条違反の自衛隊安保が存在したおかげ
 原理主義的護憲派の欺瞞:専守防衛の自衛隊安保も違憲だが政治的にOK→道徳的タダ乗り+違憲事態固定化
 修正主義的護憲派の欺瞞:自ら解釈改憲に感溺しながら安倍政権の解釈改憲を批判する自壊性と倒錯性

安倍政権と護憲派の共通の罪:立憲民主主義の蹂躪→解釈改憲濫用+国民の憲法改正権力の封印と操縦
 憲法は公正な政争のルールであって、政争の具ではない
 →民主的プロセスの公正性と個人・少数者の人権は憲法で保障するが、政策論争は憲法で凍結しない
 九条削除論:安全保障政策の基本原則(非武装中立か武装中立か、個別的自衛権か集团的自衛権かなど)は、
 民主的立法過程の討議に委ねるが、戦力の濫用を抑止するための「条件付け制約」(文民統制、戦力行使の国会事前承認、戦力保有の条件としての徴兵制と良心的兵役拒否権保障など)は憲法で規定する。
 九条の逆説:戦力統制規範を日本国憲法は設定できない→憲法外存在としての自衛隊安保の肥大化
 九条削除>護憲的改憲=専守防衛明記改憲>集团的自衛権解禁明記改憲>解釈改憲による九条死文化